

生活保護のしおり

あなたのしあわせのために

福祉事務所では、あなたの生活のことについていろいろお世話をいたします。

あなたが生活に困っておられる原因を1日も早くとりのぞいて、自分の力でしあわせなくらしができるよう念願しています。

そして、あなたの生活の相談相手となり、民生委員や他の機関と協力して、できる限りの援助をしていきたいと考えています。

そのためには、あなたにぜひ知っていただきたいこと、守っていただきたいことがあります。

この“しおり”をよく読んで生活保護を利用して下さるようお願いいたします。

平戸市福祉事務所
(福祉課 生活福祉班)

〒859-5192

平戸市岩の上町1508番地3

電話番号(22)9131 直通

あなたが保障されていること

1. 生活保護法に定められた基準にあてはまるとき、あなたは他の人と平等にあつかわれ、何ら差別されることはありません。
2. あなたの保護は、正当な理由がなければ、不利益に変更されることはありません。
3. 保護のため支給される金品について、税金がかかることはありません。
4. 国民年金の保険料、テレビの受信料、住民税、固定資産税などは、免除されることもあります。

保護の種類

1. 生活扶助 ・ ・ ・ ・ ・ 飲食費、光熱水費、衣料寝具費、家具什器費などの日常生活に必要な費用
2. 住宅扶助 ・ ・ ・ ・ ・ 家賃、間代、地代などの住居の確保及び家屋補修費などの住宅維持に必要な費用
3. 教育扶助 ・ ・ ・ ・ ・ 学用品費、給食費など義務教育に必要な費用
4. 介護扶助 ・ ・ ・ ・ ・ 介護サービスに必要な費用
5. 医療扶助 ・ ・ ・ ・ ・ 病気やけがなどの治療に必要な費用
6. 出産扶助 ・ ・ ・ ・ ・ 出産に必要な費用
7. 葬祭扶助 ・ ・ ・ ・ ・ 葬祭に必要な費用
8. 生業扶助 ・ ・ ・ ・ ・ 高校就学及び商売をはじめたり、技術をおぼえたり、就職したりするときに必要な費用

(注) 布団、被服、寝巻、蚊帳、家具什器等の購入費用は、すべて生活扶助に含まれていますが、次のいずれかの条件で持ちあわせがない場合、一時扶助として支給されることもあります。

- 1) 新しく保護を開始したとき
- 2) 出生、入学、入院、退院のとき
- 3) 日常生活に介助を必要とする長期療養者

保護を受けるには

保護を受ける人は、最低限度の生活を守るため、次のようにあらゆる手段をつくすことが必要です。

- 1) 家族全員が努力し、能力に応じて働くこと
- 2) お金は計画的に使い、生活の向上に努力すること
- 3) 日常生活にふさわしくない資産をもっている場合は、売る、または貸すなど生活のために活用すること
- 4) 他の法律によって援助を受けられるときは、必ず手続きを行った上でその活用をはかること

扶養義務について

親、子ども、兄弟姉妹等の扶養義務者から、仕送り等を受けることができる場合は、生活保護に優先して、生活費に充てていただきます。

なお、扶養義務者からの援助は可能な範囲で行ってもらえるものであり、扶養義務者がいるということだけで生活保護が受けられないということはありません。

また、DVや虐待等の特別な事情がある場合は照会について配慮を行う場合もありますのでお知らせください。

届出をしなければならないとき

つぎのようなときはすみやかに届出なければなりません。

- 1) 住所が変わったとき
- 2) 家族の人にかわったことがあったとき
(出生・死亡・転入・転出・入学・退学・転校・休学・卒業・交通事故・家出・結婚・病気・入院・退院など)
- 3) 仕事を新しく始めたり、やめたりまたはかえたとき
(就職・転職・休職・失業・廃業など)
- 4) 収入がふえたり、へったりしたとき、賞与をもらったとき、恩給、年金、保険金などをもらえるようになったとき、援助や仕送りがもらえるようになったとき、またはその金額が変わったとき
- 5) 収入の不安定な人は毎月、その他の人は3ヶ月ごとに収入の届出をしてください。

指導・指示にしたがって下さい

福祉事務所は適正で平等な保護をじっしするため、あなたの生活の実態について正確に知っておく必要があります。そのため、あなたの家庭などを訪問し、調査を行います。そして資産、能力を十分活用していないと認められたときには、いろいろな指導、指示を行うことがあります。また、届出の義務を怠ったとき、福祉事務所の指示にしたがわなかったときは保護を停止または廃止することがありますので注意して下さい。

急迫した事情などのため、すぐに資産を活用できないまま保護を受けたときは、受けた保護金品に相当する金額の範囲内で福祉事務所が定める額を返していただくことになります。

また、うその申告など不正な手段で保護を受けたときは、その費用を返してもらっただけでなく、罰を受けることもあります。

なお、福祉事務所の決定にどうしても不服があるときは、書面により県知事に対して審査請求をすることができます。

おねがい

この“しおり”はたいせつにしてください。

1. 病気になり病院にかかりたいときは、役場又は福祉事務所の担当員へ申出てください。そこで医療要否意見書を発行します。
2. いろいろな届出の用紙は、役場と福祉事務所にそなえてあります。又、必要に応じて担当員が持って参ります。
3. 保護費の支給日は、毎月4日（その日が土日・祝祭日のときは前日）です。
4. 福祉事務所では、生活保護のほか、次のような仕事をしていきますので、お気軽にご相談下さい。
 - ・子育てに関すること
 - ・母子家庭への母子福祉資金の貸与や各種相談に関すること
 - ・そのほか、助産施設への入所、いろいろな福祉施設の説明、相談など